

農業委員会名簿

| 出欠席 | 役 職              | 氏 名     | 備 考 |
|-----|------------------|---------|-----|
| 出席  | 会 長              | 日 永 熙   |     |
| 出席  | 副 会 長<br>(職務代理者) | 加 藤 武 男 |     |
| 出席  | 副 会 長            | 三 輪 義 治 |     |
| 出席  | 副 会 長            | 山 田 岩 夫 |     |
| 出席  | 委 員              | 前 野 晃   |     |
| 出席  | 委 員              | 川 口 高 志 |     |
| 出席  | 委 員              | 水 谷 敏 信 |     |
| 出席  | 委 員              | 渥 美 誠   |     |
| 出席  | 委 員              | 水 谷 怜   |     |
| 出席  | 委 員              | 戸 谷 静 治 |     |
| 出席  | 委 員              | 毎 田 勝 敏 |     |
| 出席  | 委 員              | 杉 村 義 仁 |     |
| 出席  | 委 員              | 佐 藤 信 之 |     |
| 出席  | 委 員              | 水 谷 隆   |     |
| 出席  | 委 員              | 川 村 勝 美 |     |
| 出席  | 委 員              | 近 藤 豊   |     |
| 出席  | 委 員              | 中 野 俊 郎 |     |
| 出席  | 委 員              | 飯 田 喜美子 |     |

| 出欠席 | 役 職 | 氏 名     | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| 出席  | 委 員 | 伊 藤 定 廣 |     |
| 出席  | 委 員 | 青 木 茂   |     |
| 出席  | 委 員 | 吉 川 広   |     |
| 出席  | 委 員 | 高 木 俊 彦 |     |
| 出席  | 委 員 | 堀 田 秀 志 |     |
| 出席  | 委 員 | 服 部 一 美 |     |
| 出席  | 委 員 | 福 田 和 雄 |     |
| 出席  | 委 員 | 石 原 温   |     |
| 出席  | 委 員 | 山 岡 幹 雄 |     |
| 出席  | 委 員 | 堀 田 喜代春 |     |
| 出席  | 委 員 | 橋 本 三 博 |     |
| 出席  | 委 員 | 大 野 泰 弘 |     |
| 出席  | 委 員 | 加 藤 和 子 |     |
| 出席  | 委 員 | 鈴 木 義 英 |     |
| 出席  | 委 員 | 芳 川 照 明 |     |
| 出席  | 委 員 | 飯 田 英 雄 |     |
| 出席  | 委 員 | 濱 田 恒 雄 |     |
| 出席  | 委 員 | 松 永 富士男 |     |
| 出席  | 委 員 | 山 田 宗 一 |     |

事務局出席者

| 氏 名        | 氏 名     |
|------------|---------|
| 経済課長（事務局長） | 飯 谷 幸 良 |
| 課長補佐（事務担当） | 渡 辺 弘 康 |
| 主 事（事務担当）  | 生 田 一   |

| 発言者  | 内 容  |
|--|--|
| 事務局長   | 1．開催日時 平成25年7月19日(金)                             |
|  | 午前9時00分から午前9時41分                                 |
|  | 2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室                             |
|  | 3．出席委員(37人)別紙のとおり                                |
|  | 4．欠席委員(0人)別紙のとおり                                 |
|  | 5．議事日程   |
|  | 日程第 1 議事録署名委員の指名                                 |
|  | 日程第 2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請                    |
|  | 日程第 3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請                    |
|  | 日程第 4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請                    |
|  | 日程第 5 議案第13号 買受適格者証明願                            |
|  | 日程第 6 議案第14号 特定農地貸付けの承認について                      |
|  | 日程第 7 決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について |
| 日程第 8 決定第 5号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について |  |
| 日程第 9 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出               |  |
| 日程第 10 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出             |  |
| 日程第 11 専決報告 現況証明願                            |  |
| 日程第 12 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知                |  |
| 日程第 13 そ の 他                                 |  |
|  |  |
| 6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり                      |  |
| 7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。                    |  |
| 8．会議の概要                                      |  |
| 開会(午前9時00分)                                  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

会 長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は（37名中37名）で、全員出席ですので、只今より7月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号14番 近藤 豊 委員

議席番号15番 中野 俊郎 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件
- 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件
- 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・6件
- 議案第13号 買受適格者証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- 議案第14号 特定農地貸付けの承認について・・・・・・・・・・1件
- 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
による当委員会の決定について・・・・・・・・・・11件
- 決定第5号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん  
委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・4件
- 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・1件
- 専決報告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・2件

それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

本日は、傍聴席に傍聴人1名が傍聴されている関係上、議案説明に関し、愛西市個人情報保護条例に関する個人情報の朗読を控えて、説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

（1番から6番、申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）

以上、6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>尚、5番と6番の受け人につきましては、本来、新規就農により、事前審査の対象となりますが、この者につきましては、新規就農総合支援事業実施要綱に基づき、経営開始計画の承認申請をしており、その計画書を津島市より入手しました。年齢43歳、農業経験は安城市にて17年間あり、ほうれん草、小松菜、春菊等の栽培管理全てを行っており、経験も十分であると思われます。農機具、出荷先は知人の手を借り行うとの事でございます。尚、計画書に記載が無い事については、3条申請時に事務局にて十分聞き取りをし、就農に関し問題は無いと思われれます。以上でございます。</p> |
| <p>会長</p>    | <p>只今、議案第10号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>   |
| <p>31番委員</p> | <p>経営開始計画の承認申請は津島市へ提出しているとのことだが、愛西市も同時進行ではないのですか。わかった時点で愛西を含めて事前審査を行えたのでは。</p>  |
| <p>事務局</p>   | <p>経営開始型は年間150万円を最長5年間国からもらえます。津島市と普及課の両方で事前審査を行い、農業委員会で行うヒアリングと同等の聞き取りをしており、何回も行政から呼び出しするのは本人に相当の負担となりますし、住所地の市町村にて計画書の受付をすることになっております。愛西市の方が申請するのであれば愛西市にて受付をする。この資料で皆さんにご理解いただきたいと思います。</p>  |
| <p>会長</p>    | <p>他にご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>                                       |
| <p>事務局</p>   | <p>《事務局説明》</p> <p>(1番申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 自己所有地を有効利用したいとの事による申請でございます。今回の計画では112枚のパネルを設置し、年間24,514kwhの発電量、42円にて換算すると年間1,029,596円の売電収入が見込まれ20年間で、2,000万程度の収入でございます。初期投資</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>は1,290万でございますので、採算性はあると思われます。又、250×300の基礎に専用アングルをアンカーにて取り付けし、その上にパネルを設置するとの計画でございます。</p> <p>以上により、今回の申請につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件を満たすと思われます。</p> <p>只今、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)<br/>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)<br/>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について審議をお願いします、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は、実家に両親、兄親子、妻、子供の8人で生活しており、手狭な為、分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は申請地の道路を挟んだ敷地 344.8 m<sup>2</sup>にて、営業を行っていますが敷地が狭く、ガソリンの搬入にも支障をきたしており、自社車両4台分とタンクローリーの待機場及び空のドラム管等の資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>(3番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 震災後、自然エネルギーの活用が必要であると考え、農家以外でも農地を購入し、太陽光発電が出来る事を知り今回の申請になったとの事です。パネル 263 枚を設置し、年間 1,027,441kwh、36 円で売電する計画で、13 年目で利益に転じ、純利益は 1,100 万円の見込みでございます。工法は、3m25 の置き基礎の上にボルトで架台を取り付けし、パネルを設置する計画でございます。</p> <p>(4番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は、家族4人で賃貸住宅に居住していますが、手狭なことにより父所有である申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(5番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、建替えをしており、申請地を駐輪場及び搬入用の進入路として一体利用する計画ござ</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>います。</p> <p>( 6 番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読 ) 佐織地区の委員さんには農地パトロールで 2 回程、現地を確認していただいております。残土等で埋められたことにより始末書を添付させております。現在、津島、愛西にて土木工事業を営んでおり、現在の資材置場は自宅に隣接する幅 4.5m 奥行き 40m の置場しかなく、資材の搬入及び置場としての利用についても大変苦慮しており、申請地を自社の資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>以上 6 件については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件全て満たしていると思われます。</p> |
| 会 長   | <p>只今、議案第 1 2 号について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p>   |
| 8 番委員 | <p>太陽光発電の申請がいくつかでていますが、田となっているので、そのまま低い位置で施工されるのですか。例えば、水害にあったから施設がダメになり、その土地で住宅が建築されてしまうということを懸念しますが。</p>   |
| 事務局   | <p>既に埋められていて、周辺の宅地と同等の高さになっております。</p> <p>4 , 5 条にて許可出たものについては履行確認として完了報告に写真の添付があります。履行されていないものについては 1 年 1 回、県と事務局で確認します。分家住宅については住民票も提出させます。履行されていない案件については、履行できない理由、今後の計画書を提出させます。ただし、履行後、別の用途に変わるものについては農業委員会から手を離れることとなります。</p>   |
| 会 長   | <p>他にご質問・ご意見ございますか。</p> <p>( 発言なし )<br/>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>( 全員挙手 )<br/>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 1 3 号 買受適格者証明願 1 件について審議をお願いします、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局   | <p>《事務局説明》</p>   |



(1番の土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読)

以前、皆様方にパンフレットを配布させていただいた県農林公社の公売案件に関する証明願いでございます。出願者は、  
の代表の妻であり、経営農地は全て良好に耕作されていることを事務局にて確認をさせていただき、農地法第3条第2項各号に該当しない為、証明できると思われす。

尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。

会 長

只今、事務局より議案第13号 買受適格証明願の説明させていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、議案第13号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
全員賛成と言う事で、当委員会において証明する事に決定いたします。  
また、落札された後、農地法第3条の申請が提出された時は、速やかに許可処理をさせていただきますので、宜しくお願いします。

続きまして、議案第14号 特定農地貸付けの承認について 事務局から説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申出地・所在地番・地目・面積・土地所有者住所氏名、区画数及び一区画面積、募集選考の方法、貸付期間、適切な利用を確保する方法を朗読)今回、当市にて2例目の案件でございますので法の趣旨、及び農業委員会の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

特定農地貸付の趣旨でございますが、国民の余暇の増大、農業者以外の人々の野菜、花の栽培、自然と触れ合いたいという要請の高まりに答えるため、平成元年に法整備がされ施行されました。

「定義」としまして

- ・ 10a未満の農地であること。
- ・ 営利を目的としない。
- ・ 貸付期間は5年を超えない。
- ・ 貸付協定の締結。

愛西市へ6月21日に申出があり、6月28日付けで市より「開設見込みあり」の回答を受けております。農業委員会の承認については法第3条第3項各号で

|        |  |
|--------|--|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号:開設農地が「適切な位置」にあり、妥当な規模であるか。</li> <li>・ 2号:利用者の募集及び選考が「公平かつ適正」であること。</li> <li>・ 3号:「貸付規定」の内容が適切であるか。</li> <li>・ 4号:小作地でないこと。</li> </ul> <p>以上でございます。今回の申請につきましては、一区画 12,000 円/年 トイレ、駐車場、物置については土地所有者及び、申請人の事務所を利用する。申請人の地域から離れておりますので自転車を利用し駐車場から申請地へ移動することです。利用者との利用に関する「貸付規程」につきましては、当市の「ひながた」を参考に作成され、問題は無いものであり、今回の承認に関しましては「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」第 3 条第 3 項各号に該当するため承認できると思われます。</p> |
| 会 長    | 只今、事務局より議案第 1 4 号 特定農地貸付けの承認について 説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。   |
| 31 番委員 | 貸付は 5 年を越えないとの事だが更新によって 5 年を越えるのはだめか。  |
| 事務局    | 1 回の貸付が 5 年を越えないことですので、更新にて越える 5 年は問題ないです。   |
| 35 番委員 | 借りた人は農業委員会へ報告する義務はあるのですか   |
| 事務局    | 特にありません。苦情や雑草繁茂がひどくなったら申請人を注意し、最悪承認取消しもあります。   |
| 会 長    | 他にご質問・ご意見ございますか。   |
|        | (発言なし)<br>宜しいでしょうか。  |
|        | それでは、議案第 1 4 号 特定農地貸付けの承認について 賛成の方は挙手をお願いします。  |
|        | (全員挙手)<br>有り難うございました。全員賛成と言う事で承認する事に決定させていただきます。   |
|        | 続きまして、決定第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。  |
| 事務局    | 《事務局説明》  |

決定第 4 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 11 番、全体筆数は 25 筆、面積は 31,300 m<sup>2</sup>でございます。円滑化団体が受人となって利用権設定された筆数は、9 筆 10,950 m<sup>2</sup>でございます。それ以外の受人は全て認定農業者の 4 名で 16 筆 20,350 m<sup>2</sup>です。内容につきましては、作物は水稻、普通畑でございます。新規 25 件、契約期間は 5 年 6 年 10 年。権利内容は賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

尚、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、事務局より決定第 4 号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、決定第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)  
有り難うございました。  
全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、決定第 5 号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》  
(1 番から 2 番の申出年月日、申出地の所在、地目、面積、あっせん区分、農地区分、申出理由を朗読し、あっせん委員について事務局より指名委員(案)の報告)

この申出に関し、少し補足説明をさせていただきます、申出地に関する謄本を確認しましたところ、所有権以外の権利設定はございませんでした。

しかし、1 番に関しましては私共の管理する農地台帳により、7 筆の田にて平成 29 年 5 月 31 日までの利用権が設定されていましたが、申し込み時に確認しましたところ、所有権移転に関する「解約等に関して」は支障がない旨、申出人より報告を受けております。

又、申出農地の現在の利用状況を確認しましたところ、1 番の 4 筆の畑について、現在、作付けがなされていませんでしたが、農地としての利用に支障が無い状態でございます。

2 番につきましては、水稻が作付けされており、聞き取りましたところ、現在、

日置の営農組合に参加されており、集団営農が実施されている農地であるとの事  
でございました。

今回のあっせんにより、所有者が変わった場合、「営農組合の集団営農に支障があ  
るか」を、営農組合の代表に確認したところ、「もちろん継続をお願いしたいが」  
そのことを持って、所有権移転に反対することは無いとの事でございます。

事務局としましては、あっせんする際、参加協力をお願いするつもりでござい  
ます。

以上が、今回の申し出に関する注意点かと思われま

次に、あっせん候補者についてでございますが、事務局にて要綱に示す別表 1、  
152名より、営農類型・経営面積により3名ほど候補者を選定させていただき  
たいと思っています。次に、その候補者にていて、あっせん委員さんにあっせ  
んする順位を決定していただき、事前に購入に関する希望を事務局にて確認さ  
せていただき、上位の方を候補者として「あっせん」させていただきたいと思っ  
ています。

全ての方が購入の意思がなかった場合は、隣接土地所有者等を調査し、別表 1、  
営農類型・経営面積を参考に候補者を選定できればと思っています。

次に「あっせん委員の指名について」でございますが、現在、皆様方には担当  
地区をお願いしております。まずは申出地の担当委員さんをお願いし、もう一  
方につきましては、申出地の近隣でつながりの深い地区の委員さんをお願いでき  
ればと思っています。

今回の申出につきまして、事務局案ではございますが、1番につきましては「2  
8番 = 橋本委員さん、24番 = 福田委員さん」。2番について、「37番 = 山田  
委員さん、35番 = 加藤副会長さん」をお願いできればと思っています。

以上でございます。

会 長

只今、事務局より決定第5号 農地移動適正化あっせん事業の申出 2件に関  
する説明、及び、事務局「案」ではございますが、あっせん委員の指名について  
報告がありました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、事務局案のとおり、1番につきましては、「28番 = 橋本委員、24  
番 = 福田委員」の2名を、2番につきましては、「37番 = 山田委員、35番 = 加  
藤副会長」の2名をあっせん委員に指名させていただきますのでよろしくお願  
いします。

尚、あっせん委員に指名されました委員さんにつきましては、定例会終了後、  
日程等について打合せを行いますので、少しお残りをお願いします。

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>事務局</p>          | <p>続きまして、専決報告3件・報告1件について事務局より一括で説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》<br/> (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から4番の申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上4件の届出がございました。<br/> (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)<br/> 以上1件の届出を受理させていただきました。<br/> (専決報告 現況証明願 1番から3番の土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)以上3件の現地を確認し、証明させていただきました。<br/> (報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から2番の申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)<br/> 以上2件の土地に関する利用権の解約の通知がございました。</p> |
| <p>会長</p>           | <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)<br/> 宜しいでしょうか、<br/> それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)<br/> 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時36分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p>  |
| <p>11番委員<br/>会長</p> | <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(八開地区)</p> <p>(11番 委員より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p>  |

事務局長

その他、事務局より報告事項があればお願いします。

今月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区委員の方は、佐織庁舎 2階 第一委員会室に7月25日(木)午後1時30分に集合をお願いします。

次回、定例農業委員会は8月20日(火)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

農業委員会委員研修会の案内を配布させていただきました、昨年と同様の会場の稲沢市民会館大ホールにて、9月4日(水) 1時30分～4時10分まででございます。尚、集合出発は立田庁舎玄関前に12時25分集合、12時30分出発しますのでよろしくをお願いします。又、欠席・直接会場へ行かれる方は、必ず事務局までご連絡をお願いします。

大変申し訳ございませんが、9月の立田地区農地パトロールの日程につきまして、9月25日(水)を予定しておりましたが、事務局の都合により、9月24日(火)に変更をお願いします。

本日、ご協議していただきました、「あっせん」に関する要領・申出様式及び概要版を愛西市のホームページに7月1日より掲載させていただきましたことを報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

会 長

その他、宜しいでしょうか。

これをもちまして7月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前9時41分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年7月19日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号14番委員 近 藤 豊

議事録署名者

議席番号15番委員 中 野 俊 郎